

就労や早期の保護脱却に 資する経費について

高校生のあなたが将来、大学等への進学や就職するにあたって必要となる経費を、今、あなたが得ているアルバイト収入から貯めることを条件に、生活保護制度の世帯の収入とは認定しないで、必要となる時まで貯めておける制度です。進学や就職が少しでもしやすくなるための制度で、目標に向かうあなたを応援する制度ですが、色々と条件もありますので、おうちの方や市役所のケースワーカーとよく相談して制度利用をするのか決めてください。

約束してもらいたいことの例

- ①あなたの学業、健康、ご家族の生活に支障がない範囲のアルバイトにとどめること
- ②その費用を使うことで、あなたとご家族の自立にどうつながるのか計画を立てること
- ③経費と認められた金額は、別の口座を用意し、毎月そちらに積み立てていくこと
- ④積み立てている口座は、アルバイト収入の申告時に、給与明細と共に写しを提出すること
- ⑤目的の金額に到達するまでか高校を卒業する時までしかこの制度の経費としてはみとめられないので、その後は世帯の収入（世帯の生活費）とすること
- ⑥積み立てたお金は目的以外には消費しないこと
仮に消費した場合には、収入認定を行わなかった金額全額を返還すること
- ⑦その他

どのような目的が経費と認められるかについては、担当のケースワーカーに問合せください